表 5 看護助手は夜勤をしているか〔複数回答〕

	三交替の 準夜勤帯	三交替の 深夜勤帯	二交替の 夜 勤 帯	当 直	早出·遅出	行って いない	看護助手 はいない	無 回 答 ·不 明
一般病院(2204)	5.1%	3.9%	5.0%	4.1%	32.1%	40.4%	15.1%	5.1%
精神病院(187)	31.0	31.6	11.8	15.0	18.7	27.3	5.9	4.3
老人病院(170)	13.5	14.7	34.7	22.9	15.3	15.3	2.9	2.4

#### ( )内は回答病院数

この項での「平均額」は看護職1人あたりの平均値 (加重平均) である。

三交替の準夜勤手当は平均2,875円、深夜勤手 当は平均3,499円である《統計表第73,74表》。前 回調査と比較して、準夜勤手当は金額で664円、 30.0%のアップ,深夜勤手当は831円,31.1%の アップである。

二交替の夜勤手当は平均7270円である《統計表 第75表》。

当直の夜勤手当は平均6655円である《統計表第 76表》。前回調査と比較して、金額で1001円、17.7 %のアップである。

#### 労 間 衻

#### 1. 週所定労働時間

《表6》は、週所定労働時間(看護職員1人あ たり平均時間)の推移を示したものである。一般 労働者と比較して長いものの, 徐々に短縮してき たことが読み取れる。

適用される看護職員数の比率で見た場合、週所 定労働時間が40時間未満である者は23.1%、44時 間以上である者は14.1%である《統計表第114表》。

表 6 週所定労働時間の推移

(看護職員・労働者1人あたり)

調査年次	看	護	職 員1)				
	病	院	(再掲を除く	)国公立 (病院 <sup>2)</sup>	一般労働者3)		
	1983	平均43.	0時間	4	2.6	41.7	
	1987	42,	3	4	1.7	41.7	
	1991	41.	2	4	0.8	40.3	

<sup>1)</sup> 調査年次・対象等については表7に同じ

#### 2. 超過勤務時間

1991年9月について、非管理職の超過勤務時間 を調査した。看護職員1人あたり平均時間を算出 したところ、病棟勤務者で平均8.9時間(超過勤 務があった病院のみでは9.3時間)、外来勤務者で は6.3時間(おなじく7.0時間),手術室勤務者で は16.3時間 (おなじく16.6時間) である 《統計表 第116~118表》。

前回調査と比較して, いずれの部署でも超過勤 務時間の延長が見られた。その時間は、病棟では 26分,外来では31分,手術室では13分である。

#### 3. 调 休

週休制度については、「月2回週休2日」である 病院が増え、「週休1日半」である病院が減少した。

《表7》は、調査回答病院に勤務する看護職員 総数に対する週休制度の適用看護職員の比率を示

<sup>2)</sup> 国立、自治体 (都道府県・市町村) 立をのぞく病院 3) 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」による

#### 1991年病院看護基礎調査

表 7 週休 2 日制の状況 (連用労働者数)

			計		週	休	週	Ħ	<b>k</b>	2 日	制		- 41	無回答
調査年		次	%	週休1日	1	日半	完 全	月	3 回	隔週また は月2回 <sup>1)</sup>	月	1 回	その他	・不明
病		1985	100.0	8.1	3	8.2	2.2		0.3	3.4		40.9	5.3	0.8
	<sup>2)</sup> 院	1987	100.0	5.2	2	8.6	1.8		0.4	26.8		35.2	_	2.0
		1989	100.0	3.8	2	24.5	2.7		0.3	41.6		19.6	3.5	4.0
		1991	100.0	1.7	]	4.0	5.8		2.0	56.5		16.7		3.3
。 (再掲)民間病院	1985	100.0	12.8	4	9.7	6.1		1.5	6.3		16.1	7.0	0.5	
	1987	100.0	11.3	5	0.0	4.3	}	0.9	9.4		21.1		3.0	
	1989	100.0	5.5	4	4.0	6.1		0.7	17.3		17.2	5.5	3.6	
		1991	100.0	2.9	2	27.2	7.7		1.9	31.3		25.3		3.7
= 88	企業	1989	100.0	16.4		0.8	36.9		10.5	23. 4		12.0	0.1	
民 間	企業	1991	100.0	7.6		0.7	45.9		12.7	22.7		10.2	0.1	

<sup>1)</sup> 隔週または月2回:4週6休を含む

したものである。調査時点では一般労働者と比較して「完全週休2日制」の導入がかなりたち遅れていたことがわかる。民間病院については、「会社」立病院を中心に「完全週休2日制」の導入がなされている例もあるが、「週休1日半」「月1回週休2日」の比率が高い《統計表第19表》。

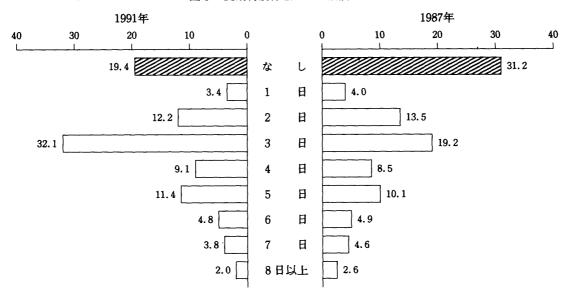
なお、今回の調査後、1992年より国家公務員に ついて「完全週休2日制」が適用されるなど、状 況は改善されつつある。

# 4. 年次有給休暇

年次有給休暇の付与最高日数は,「20日」が最 も多く79.3%である《統計表第121表》。

看護職員1人あたりの年間平均有給休暇利用日数は,10.9日である《統計表第122表》。この値は前回調査より0.4日短くなっている。

図9 夏期特別休暇のある病院(%)



<sup>2)</sup> いずれも本会調査による。調査年次1985年:会員実態調査,1989年:看護職員実態調査,1987年・1991年:病院看護基礎調査。病院看護基礎調査については、適用看護職員数を算出。

<sup>3)</sup> 民間病院:学校法人・医療法人・個人・会社・公益法人・その他の法人

<sup>4)</sup> 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(1989年・1991年)

# 5. 夏期特別休暇

1日以上の夏期特別休暇を与えている病院は

78.9%で,前回調査より11.4ポイント増加した 《**図9**》。夏期特別休暇を与えている病院について, 平均日数は3.7日である《統計表第123表》。

# **VI 母性保護・育児支援・介護休暇**

# 1. 出産者比率

調査回答病院では、1990年度に女性看護職員の 5.1%にあたる出産者があった。出産者の比率は 前回調査(6.2%)より低下した。

病院設置主体別にみて、出産者比率が6%を超えるのは、「都道府県」「市町村」「厚生連」、逆に、3%に満たないのは「船員保険会」「健康保険組合およびその連合会」「国民健康保険組合」「学校法人」である《統計表第127表》。

#### 2. 育児休業制度·育児休業取得状況

調査時点は「育児休業法」施行の6ヵ月前であり、この時点で育児休業制度が「ある」と回答した病院は67.4%(国立以外の病院については63.8%)である《統計表第126表》。

育児休業制度があり、かつ1990年度に出産者があった病院について、育児休業取得率(育児休業取得者数÷出産者数)は、平均58.8%である《表8》。育児休業取得率には病院間でかなりの差が見られ、育児休業利用者がまったくいなかった病

表 8 育児休業制度の利用状況\*

	出産者のうち 育 休 取 得 者	平 均 育 休 期 間 (育休取得者について)
1990年実績	58.8%	6.5ヶ月
1986年実績	48.3	6.3

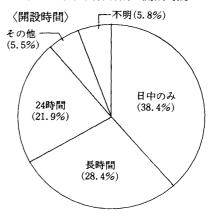
<sup>\*</sup>育児休業制度のある病院について集計

院は16.4% (前回調査15.7%), 出産者のすべて が利用した病院は29.8% (同17.5%) である。平 均育休取得率は前回調査より高く, 平均取得期間 ものびるなど, 育児休業制度の利用が拡大したと 見られる。

### 3. 施設内保育所

病院内に看護職員が利用できる保育施設を開設している病院は38.1%で《図10》,前回調査(34.9%)より増加した。保育所の開設時間帯は「日中のみ(8時間未満)」が最も多いが,看護職員の不規則な交替制勤務に対応して「長時間」「24時間」保育を行っている保育所が約半数にのぼる。また、「その他」には、週のうち何日かを長時間、

図10 施設内保育所の開設時間



〈施設内保育所のある病院 (%)〉

38.1%		